

# **資料 1**

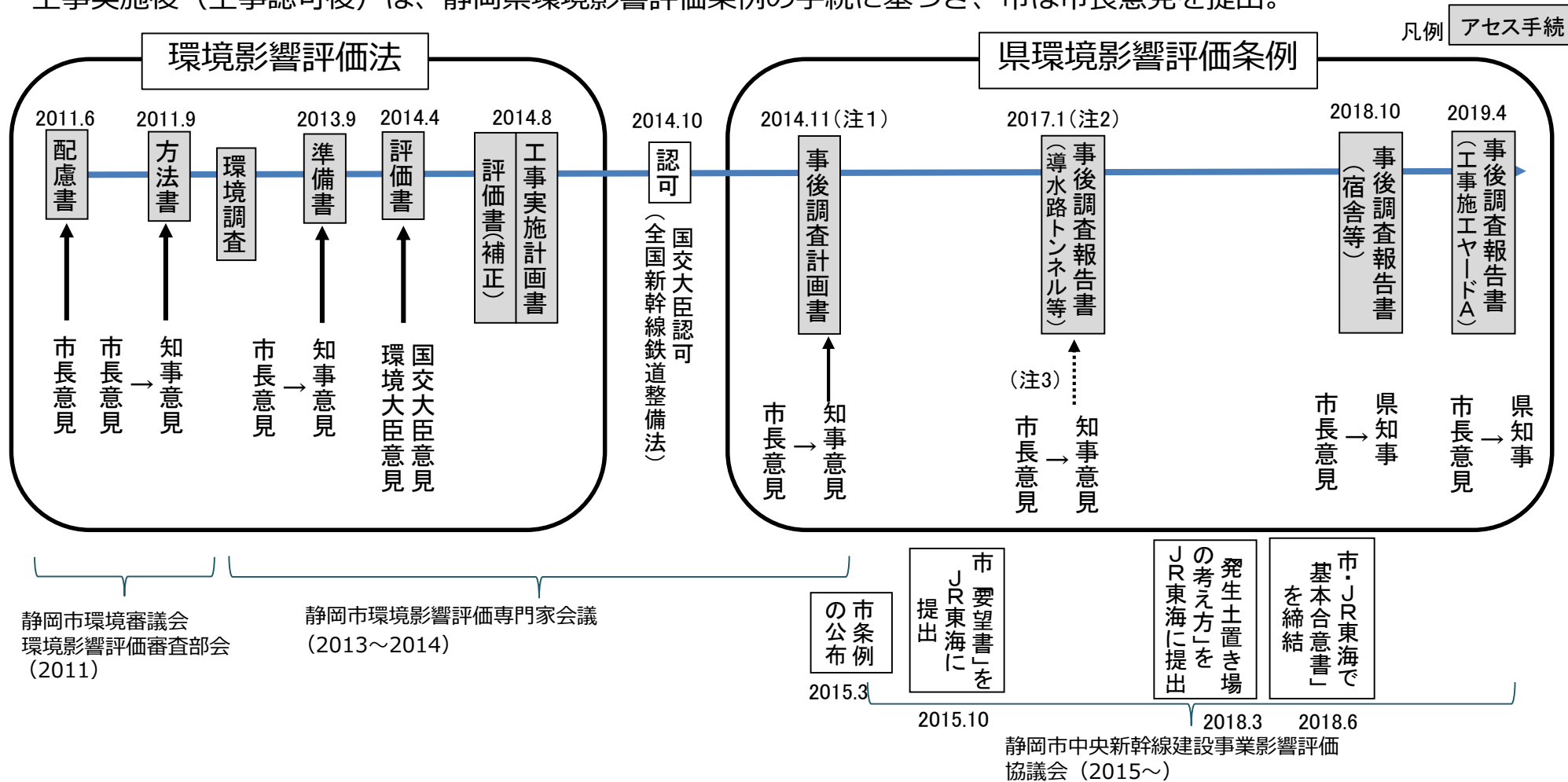
## **静岡市の法的立場について**

**静岡市**  
**令和5年7月21日**

# 環境影響評価手続きの流れ

リニア事業は、環境影響評価法の対象事業であることから、工事実施前は、環境影響評価法の手続きに基づき、市は市長意見を提出。

工事実施後（工事認可後）は、静岡県環境影響評価条例の手続きに基づき、市は市長意見を提出。



(注1) 県条例第43条第1項の規定に基づき提出  
 (注2) 県条例第45条第2項の規定に基づき提出

(注3) 県環境影響評価条例に規定されていない任意のもの

## 環境影響評価法

第2条第2項 この法律において「第一種事業」とは、次に掲げる要件を満たしている事業であつて、(中略)政令で定めるものをいう。

(中略)ハ 鉄道事業法による鉄道(後略)

第3条 国、地方公共団体、事業者及び国民は、事業の実施前における環境影響評価の重要性を深く認識して、この法律の規定による環境影響評価その他の手続が適切かつ円滑に行われ、事業の実施による環境への負荷をできる限り回避し、又は低減することその他の環境の保全についての配慮が適正になされるようにそれぞれの立場で努めなければならない。

以下、第二章以降に、環境影響評価の方法、義務等に関する規定あり。

第3条の3(配慮書の作成等) 第一種事業を実施しようとする者は、(中略)配慮書(中略)を作成しなければならない。

第3条の7(配慮書についての意見の聴取) 第一種事業を実施しようとする者は、(中略)行政機関及び一般の環境の保全の見地からの意見を求めるように努めなければならない。

第5条(方法書の作成) 事業者は、配慮書を作成しているときはその配慮書の内容を踏まえるとともに、(中略)方法書を作成しなければならない。

第6条(方法書の送付等) 事業者は(中略)地域を管轄する都道府県知事及び市町村長に対し、方法書(中略)を送付しなければならない。

第10条第2項(方法書についての都道府県知事等の意見) 都道府県知事は(中略)市町村長の環境の保全の見地からの意見を求めるものとする。

以下、準備書、評価書等の規定

第32条(評価書の公告後における環境影響評価その他の手続の再実施) 事業者は(中略)必要があると認めるときは、(中略)環境影響評価その他の手続を行うことができる。

⇒県条例はこの条項の考え方を踏まえて、具体的な手続きを条例化したものと考えられる。

# 静岡市の法的立場 ②静岡県環境影響評価条例

## 静岡県環境影響評価条例

リニア事業は、法で実施が義務付けられている「法対象事業」に該当するが、法対象事業は県条例の「対象事業」からは除外されている。しかし、県条例第43条第1項において、法対象事業についての「法対象事業事後調査計画書」の作成が義務づけられているため、JR東海は「法対象事業事後調査計画書」への対応が必要である。

- 第2条第2項 この条例において「第1種事業」とは、別表に掲げる事業の種類いずれかに該当する事業であつて、(中略)規則で定めるもの(法第2条第4項に規定する法対象事業を除く)をいう。 ⇒リニア事業は「第1種事業」から除外。
- 第4項 この条例において「対象事業」とは、第1種事業又は(中略)をいう。 ⇒リニア事業は「対象事業」ではない。
- 第5項 この条例において「事業者」とは、対象事業を実施する者(中略)をいう。
- 第6項 この条例において「事後調査」とは、対象事業に係る工事等の実施中及び土地又は工作物の供用開始後において環境の状況を把握するために行う調査をいう。 ⇒リニア事業は一般的な事後調査対象事業ではない。

(法対象事業事後調査計画書の作成等)

第43条第1項 (中略)法対象事業者は、(中略)法対象事業を実施するときは(中略)法対象事業事後調査計画書を作成し、知事及び法対象事業関係市町村長に送付しなければならない。

(法対象事業事後調査計画書についての知事等の意見)

第44条第1項 知事は(中略)法対象事業事後調査計画書について環境の保全の見地からの意見を書面により述べるものとする。

第2項 前項の場合において、知事は、(中略)法対象事業関係市町村長に環境の保全の見地からの意見を求める(中略)ことができる。

第45条第2項 法対象事業者は、(中略)法対象事業事後調査報告書を作成し、知事及び法対象事業関係市町村長に送付しなければならない。

第6項 (前略)知事は(中略)法対象事業関係市町村長に環境の保全の見地からの意見を求める(中略)ことができる。

## 静岡市環境影響評価条例(2015年3月20日公布)

リニア事業は市条例の「対象事業」となっていないため、市条例の適用対象外。

- 第2条第2号 対象事業 別表に掲げる事業の種類いずれかに該当する一の事業であって、次に掲げる要件のいずれかに該当するものとして規則で定めるものをいう。ただし、環境影響評価法第2条第4項に規定する対象事業(以下「法対象事業」という。)(中略)を除く。
- 第5号 事後調査 対象事業に係る工事等の着手後において、当該対象事業に係る環境の状況を把握するために行う調査をいう。
- 第36条第1項 事業者は、対象事業に係る工事等に着手しようとするときは、(中略)事後調査計画書を作成し、これを市長に届け出なければならない。
- 第52条第1項 第5章並びに第59条及び第60条(第1項第3号を除く。)の規定は、法第2条第5項に規定する事業者について準用する。  
(参考:市条例第5章は、「事後調査手続等」について規定されている。)

⇒市条例にも、県条例同様、法対象事業の事後調査に関する規定はある。  
しかし、市条例施行時点において、既に全国新幹線鉄道整備法に基づく国土交通大臣による工事実施計画の認可が行われており、条例の遡及適用はしないとの理由により、市条例の規定は適用しない。

# 静岡市の法的立場 静岡市に係る条例等手続き一覧

法令	手続	場所
土壌汚染対策法	一定規模(3,000m <sup>2</sup> )以上の土地の形質の変更届出	発生土置き場 等
水質汚濁防止法	特定施設設置届出	沼平ゲート付近(自動式車両洗浄施設) ※生コンクリート製造業の用に供する BATCH プラントやし尿処理施設(501人槽以上)についても、当該届出が必要
大気汚染防止法	一般粉じん発生施設設置届出 ※1 ばい煙発生施設設置届出 ※2	※1 残土の仮置き場(土を恒久的に置いておかない用地)について、1,000 m <sup>2</sup> を超える場合には設置届出が必要であるが、残土の本置き場(土を恒久的に置いておき、締固めして、土地の一部とする用地)については届出不要  ※2 燃料の燃焼能力が50L/時以上のボイラー等を設置する場合に届出が必要(非常用発電装置については経済産業省に手続きが必要)

# 静岡市の法的立場 静岡市に係る条例等手続き一覧

法令	手続	場所
騒音規制法	特定施設設置届出書、特定建設作業実施届出書	※都市計画区域外及び工業専用地域以外の用途地域内で該当施設の設置または該当作業が行われる場合に必要
振動規制法	特定施設設置届出書、特定建設作業実施届出書	※都市計画区域外及び工業専用地域以外の用途地域内で該当施設の設置または該当作業が行われる場合に必要
静岡県生活環境の保全に関する条例	特定施設設置届出書(騒音・振動)、特定建設作業実施届出書(騒音・振動)	※都市計画区域外及び工業専用地域内で該当施設の設置または該当作業が行われる場合に必要
県立自然公園条例	特別地域内における行為許可	林道、中ノ宿2・3、剃石
静岡市附属機関設置条例	静岡市中央新幹線建設事業影響評価協議会	

# 静岡市の法的立場 静岡市に係る条例等手続き一覧

法令	手続	場所
法定外公共物管理条例	法定外公共物の土地占用許可、流水占用許可、土石及び生産物採取許可、工事等許可	水路、赤道、林道、沢、交差箇所の占用
都市計画法	開発行為許可 ※ 仮設建築物であるならば、開発行為許可申請及び土地利用事業の承認申請は不要。仮設建築物を計画しているヤードについては、事前に協議及び仮設建築物であることを証する念書の提出が必要。	千石沢(対象:バッチャープラント、セメントサイロ)
土地利用事業要綱	開発行為許可 ※ 都市計画法と同様	千石沢(対象:バッチャープラント、セメントサイロ)
森林法	保安林伐採・形質変更の許可、伐採及び伐採後の造林の届出	西俣、千石A・B・C、千石沢、車屋沢、榎島、千石井戸、発生土置き場



# 静岡市の法的立場 静岡市に係る条例等手続き一覧

法令	手続	場所
静岡市南アルプスユネスコエコパークにおける林道の管理に関する条例	林道の通行許可	林道東俣線
浄化槽法	浄化槽設置届出 ※ 設置の21日前(国土交通大臣の認定を受けた型式の場合は10日前)までに届出	千石C、椹島、西俣ほか(対象:詰所など) ※浄化槽を設置する場所は対象 ※千石Cの宿舎、椹島の事務所及び宿舎の浄化槽は届出済み
水道法	専用水道確認、給水開始届、専用水道技術管理者選任届	千石C、椹島、西俣(対象:詰所、宿舎のうち、専用水道に該当する施設)
景観法	景観計画区域内における行為の届出	千石沢(対象:バッチャープラント、セメントサイロ) ※景観区域内(静岡市全域)にある建築物及び工作物について、規模等により届出対象となる場合があるので、要相談のこと。

# 静岡市の法的立場 静岡市に係る条例等手続き一覧

法令	手続	場所
建築基準法	確認申請	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築物:土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱若しくは壁を有するもの</li> <li>・工作物:8mを超える高架水槽、サイロ、物見塔など</li> </ul>
建築物省エネ法	建築物省エネ法における適合性判定及び届出	<p>千石C、榎島(対象:宿舎)</p> <p>【適合性判定対象規模:特定建築物(非住宅部分の床面積が300㎡以上)の新築、特定建築物の増改築(増改築する部分のうち非住宅部分の床面積300㎡以上のものに限る)】</p> <p>【届出対象規模:上記適合性判定の対象に該当しないもののうち、床面積(住宅部分も含む)の合計が300㎡以上の新築又は増改築】</p>
静岡県地球温暖化防止条例 (静岡県建築物環境配慮制度CASBEE静岡)	建築物環境配慮計画書の提出	<p>千石C、榎島(対象:宿舎)</p> <p>【対象規模:床面積(増築又は改築の場合にあっては、当該増築又は改築に係る部分の床面積)の合計が2,000㎡以上】</p>

# 静岡市の法的立場 静岡市に係る条例等手続き一覧

法令	手続	場所
静岡県福祉のまちづくり条例	特定公共的施設新築等届出	一棟当たりの室数が51室以上の寄宿舍または下宿
建設リサイクル法	建設リサイクル法の届出	西俣ヤード、二軒小屋道路 等
消防法	消防計画作成(変更)届出書、危険物貯蔵所設置許可 等	防火対象物、危険物貯蔵
高圧ガス保安法	高圧ガス製造事業許可	※具体的な作業は未定であり、今後の高圧ガスの取扱により手続きは異なる
火薬類取締法	火薬類譲受・消費許可	火薬庫設置など